

平成 25 年度税制改正重点要望について（内閣部門会議）（案）

重点要望分野	重点要望項目	重点要望概要	要望団体
地域活性化の推進	稼働中の産業遺産を世界遺産登録推薦する場合の非課税措置の創設	民間企業が保有する現役稼働の資産のうち、貴重な価値を有するものについては、世界遺産登録を通じて将来世代への伝承等を進めることが重要であるが、世界遺産への登録が登録された資産の活用に一定の制約を与えることを踏まえれば、文化財保護法による保全を行う場合と同様に、地方税の非課税措置を講じることが必要である。	福岡県北九州市、中間市、大牟田市、長崎県長崎市、岩手県釜石市、「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会
民間資金等活用事業(PFI)の推進	PFI 事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設	PFI 事業が実施される公共施設等のうち、一定期間ごとに大規模修繕が必要となるものについては、PFI 事業者が将来における大規模修繕に備えるため、一定期間準備金を積み立てる必要があるが、現行税制においては、そのような準備金の損金算入が認められていない。 PFI 事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする特例措置を新設する。	日本経済団体連合会 日本建設業組合 関西建設業連合会

特定非営利活動の推進 / 公益活動の推進	<p>認定特定非営利法人 /公益社団・財団法人への寄附金額が2000円を超える、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする</p>	<p>平成23年度税制改正により寄附税制が拡充されたが、現在の寄附金控除の計算にあたって、寄附金額から2000円を控除した額の最大五割が税額控除される仕組みとなっている。しかし、寄附の大宗を占める少額寄附の控除額算出にあたって2000円を控除すると税額控除が極めて小さくなり、草の根の寄附を増やすという平成23年度税制改正の趣旨が損なわれることとなっている。ただし、適用下限額の-2000円については、寄附金控除の適用対象とした場合に、税務執行上煩雑となりかねないため、維持することとする。</p>	NPO法人シーブ 公益法人協会
認定特定非営利法人 /公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化	<p>認定特定非営利法人 /公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、引き続き実務的・技術的な観点から、実施可能であるかどうかの検討を行います。なお、検討に当たっては、源泉徴収義務者等の意見を十分に踏まえる必要があります。」とされたところ。源泉徴収義務者への負担には十分な配慮をしつつ、給与所得者の利便性を高め、寄附文化の醸成を図るべく、寄附金控除の年末調整対象化を要望する。</p>	<p>寄附金控除の年末調整対象化については、平成23年度に内閣府より税制改正要望を提出し、税制調査会での議論の結果、平成24年度税制改正大綱において検討事項とされ、「(1) 寄附金控除の年末調整対象化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、引き続き実務的・技術的な観点から、実施可能であるかどうかの検討を行います。なお、検討に当たっては、源泉徴収義務者等の意見を十分に踏まえる必要があります。」とされたところ。源泉徴収義務者への負担には十分な配慮をしつつ、給与所得者の利便性を高め、寄附文化の醸成を図るべく、寄附金控除の年末調整対象化を要望する。</p>	

※ 内閣府よりの税制改正要望のうち、「3. 防災対策の推進」の「○データセンター地域分散化促進税制の創設（新設）」について、以下【付記】にご配慮願いたい。

【付記】

政府としての首都機能バックアップのデータ・バックアップ機能の構築については、これまでの各省でばらばらの対応を行なうのではなく、中央防災会議の定める現地対策本部設置予定箇所（札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡など）に集積すべきとの戦略を検討していることに鑑み、本税制創設にあたっては、民間企業が政府の現在の対応を踏まえて分散化の判断材料の一つとできるよう周知に努めるべきである。

（背景：データの地域分散化は、民間企業の業務継続からも必要であるが、ネットワーク化、インフラに加え、企業によつては政府との連携も必要となってくると思料する。税制優遇措置のみをもって、ばらばらに拠点を構築するよりも、十分な情報を基に企業が戦略を構築できるようにしないと、促進税制の目的・効果が半減する可能性もあると考える。なお、党としては、政府に対し、大阪を始めとするバックアップ拠点にデータ・バックアップを含め、業務の代替機能を早急に持たせ、その間をしっかりととしたインフラで結ぶことを提言している。）